

教 健 体 第 1 3 4 号
令和 5 年 (2023年) 5 月 1 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く。) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)
(各 市 町 村 立 幼 稚 園 ・ 認 定 こ ど も 園 長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

プール事故に関する注意喚起について (通知)

このことについて、スポーツ庁健康スポーツ課から別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

各道立学校におかれましては、プール等での事故防止のため、別添「プール事故に関する注意喚起について」(令和5年4月27日付け消安全169号)の別紙3「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」等の資料を活用し、施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保に努めるようお願いいたします。

また、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知していただくようお願いいたします。

なお、参考情報として、次の内容をお知らせします。

記

【参考情報】

- 消費者安全調査委員会 動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」
(http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/)

担当係：健康・体育指導係
担当者：主査 駒 津 和 康
電 話：011-206-6818
F A X：011-272-1234
E-mail：komatsu.kazuyasu@pref.hokkaido.lg.jp

事務連絡
令和5年4月27日

各都道府県・指定都市スポーツ主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁健康スポーツ課

プール事故に関する注意喚起について（周知依頼）

標記について、消費者庁から別添のとおり「プール事故に関する注意喚起について（依頼）」（令和5年4月27日付消安全第169号）により周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件について、各都道府県・指定都市のスポーツ主管課におかれては、域内の市町村スポーツ主管課及び関係団体に対して、各都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校法人が設置する学校に対して御周知いただくとともに、プール等での事故防止のため、別添中の別紙3「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」等の資料を御活用いただき、プール施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保に努めるよう周知・啓発に御協力をお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：菅原・藤谷

アドレス：kensport@mext.go.jp

電話：03-5253-4111(内線 2998)

消 安 全 第 169 号
令和 5 年 4 月 27 日

スポーツ庁 健康スポーツ課長 殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

プール事故に関する注意喚起について (依頼)

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、4月22日に発生したスイミングスクールでの溺水事故について重大事故等(別紙1)として公表しました。また、同日、ゴールデンウィークでレジャー施設等において利用者の増大が見込まれることから、消費者に向けた注意喚起「行楽シーズン到来!安全にレジャーを楽しみましょう」(別紙2)の公表を行いました。

消費者安全調査委員会においては、既に2019年にプール事故に関する「チェックリスト」(別紙3)の啓発資料を示しております。

貴課におかれましては、別紙も含めた内容につきまして、貴庁関係各課に御周知いただくとともに、プール等での事故防止のため、別紙資料を御活用いただき、連携して関係団体に対し、プール施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保に努めるよう周知・啓発に御協力をお願いいたします。

※別紙2は添付省略

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 事故情報対応班

TEL : 03-3507-9200 (直通)

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知（該当箇所抜粋）

| 管理番号 | 事故発生日 | 通知受理日 | 製品名等 | 被害状況等 | 事故内容 | 事故発生 都道府県 | 備考 |
|-------------|-----------|-----------|---------------------|----------|--|--------------|----|
| F1230424-01 | 令和5年4月22日 | 令和5年4月24日 | その他のサービス(スイミングスクール) | 死亡1名(5歳) | 当該スイミングスクールにおいて、幼児が講師から腰に浮き具を装着してもらいプールに入ったところ、何らかの原因により当該浮き具が外れて溺れ、心肺停止状態で救急搬送されたが、その後死亡が確認された。 | 富山県 | |

※ 管理番号: 国土交通省(E)、警察庁(F)、総務省消防庁(G)から通知のあったもの

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^{注1}

～ 園長用 ～

内閣府、文部科学省、厚生労働省「**教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン**」（平成 28 年 3 月 31 日）を確認してください。

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて**事前教育**を十分に行ってください。

プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした**心肺蘇生^{そせい}**などの**応急手当**や非常時の対応について事前教育を行ってください。

一刻を争う状況にも対応できるように**119番通報を含む緊急事態への対応（EAP^{注2}）**を整理し、マニュアルや定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から**緊急時対応訓練**を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。

プール活動・水遊びに関する**指導マニュアル**を作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
特に以下の項目については十分に検証してください。

・プール活動・水遊びの活動の**内容**や**時間帯**、**時間配分**は、**子供の体調や生活のリズムなど**、**安全性を考慮**して適切に決めてください。

・**監視者の人数**、**配置**については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に決めてください。**ヒヤリハット**が発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。

プールでの指導を行う職員のほかに、**監視者**を必ず決めてください。

監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。

- ・監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。
- ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。
- ・複数名で監視をさせるときは、担当エリアを決めてください。
- ・監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。
- ・水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、**プール活動・水遊びを中止**してください。
- ・時間的余裕をもって活動させてください。

: プールシーズンごと : プール活動ごと

(注1 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。)

(注2 EAP (Emergency Action Plan) (特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017 年 9 月 10 日発行「プール・ライフガーディング教本」第 6 章参照)

消費者安全調査委員会

※平成 30 年 4 月 24 日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

(平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ)」（消費者安全調査委員会）附属資料 1

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^注

～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～

監視者は、監視に専念しなければなりません。
プール活動の指導や片付けをしてはいけません。
一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大事です。



プール活動ごとにチェック

【プール活動・水遊びの前に】



目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけましょう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。



あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。



- ・監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
- ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう
- ・複数名で監視をするときは、担当エリアを確認しましょう。



園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。

プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。

【プール活動・水遊び中】



- ・プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
- ・規則的に視線を動かしながら監視しましょう。



(出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガーディング教本」P.35～36)

- ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意してください。
- ・溺れるときには、「助けて！」「バシャバシャ」といった状況とは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子供や不自然な動きをしている子供がいかに留意しながら監視をしましょう。
- ・子供たちの表情にも注意し、声をかけたり注意を促したりしましょう。
- ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子供理解の上で監視をしましょう。
- ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

【万一、子供たちが溺れたときには】



重篤の場合は、すぐに119番通報をするとともに、救命処置をしましょう。

(注 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。)

消費者安全調査委員会

※平成30年4月24日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

(平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ)」(消費者安全調査委員会) 附属資料2